

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○平成21年度高知県臨時種畜検査の実施(畜産振興課) (6・19掲示)	1
○生活保護法による医療機関の指定(福祉指導課)	1
○生活保護法による指定医療機関の廃止 の届出(〃)	1
○道路の区域決定(道路課)	1
○道路の区域変更(3件)(〃)	1
○道路の供用開始(〃)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任(農業基盤課)	2
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更(漁業管理課)	3
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置(港湾課)	4
○海岸法による所有者不明の船舶の措置(2件)(海岸課)	4
高知県教育委員会規則 ○高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
高知県公安委員会告示 ○警備員等に係る検定の実施	5
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	5
正 誤 ○正誤(平20・10・21付け 規則)	7

## 告 示

**高知県告示第445号の2**  
家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する平成21年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により告示する。

平成21年6月19日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

検査の場所

検査の期日

高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	平成21年7月10日 午後2時から午後4時まで
------------	----------	----------------------------

- 備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成21年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。
- 2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。  
(1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類  
(2) 種付台帳又は家畜人工授精簿  
(3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

**高知県告示第462号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 指定年月日  
前田メディカル 香美市香北町美良布1516-3 平19・9・1  
クリニック

**高知県告示第463号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 廃止年月日  
前田メディカル 香美市香北町美良布1516-3 平19・8・31  
クリニック

**高知県告示第464号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成21年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園縦断
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡橋原町永野1098番地先から	6.0	111
高岡郡橋原町永野1098番まで	11.7	

高岡郡橋原町太田戸341番1	4.2	7
高岡郡橋原町太田戸119番1	4.9	494
高岡郡橋原町太田戸1番	5.7	98
高岡郡橋原町永野1098番	6.0	13
高岡郡橋原町永野1098番	5.3	100
高岡郡橋原町中の川105番1	4.0	179
高岡郡橋原町中の川105番1	1.7	17
高岡郡橋原町中の川105番1から 高岡郡橋原町中の川104番1まで	11.5	222

**高知県告示第465号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 440号
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡橋原町永野1098番地先から	前	6.0	111
高岡郡橋原町永野1098番まで	後	11.7	

高岡郡檍原町永野 1098番	後	6.0 l 11.7	39
-------------------	---	------------------	----

**高知県告示第466号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4921番22地先から高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4913番2まで	前	8.1 l 30.6	271
高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4921番38から高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4913番2まで			
高岡郡檍原町永野5番地先から高岡郡檍原町永野4番まで	後	12.5 l 18.7	178
高岡郡檍原町永野4番			
高岡郡檍原町上組10番から高岡郡檍原町上組3番地先まで	前	3.1 l 6.6	243
高岡郡檍原町上組10番から高岡郡檍原町上組3番まで			

**高知県告示第467号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園縦断
- 3 道路の区域

	変更前	敷地の幅員	延長
--	-----	-------	----

区間	後の別	(メートル)	(メートル)
高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4921番27地先から高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922番1まで	前	3.3 l 23.0	1,146
高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4921番24から高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922番1まで			
高岡郡檍原町永野5番地先から高岡郡檍原町永野4番まで	後	4.0 l 31.6	510
高岡郡檍原町永野4番			
高岡郡檍原町上組10番から高岡郡檍原町上組3番地先まで	前	3.1 l 6.6	243
高岡郡檍原町上組10番から高岡郡檍原町上組3番まで			

**高知県告示第468号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園縦断
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4921番24から高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4921番27まで	57	平成21年6月30日
高岡郡檍原町太田戸341番1	7	平成21年6月30日
高岡郡檍原町太田戸119番1	494	平成21年6月30日
高岡郡檍原町太田戸1番	98	平成21年6月30日
高岡郡檍原町永野1098番	13	平成21年6月30日
高岡郡檍原町永野1098番	100	平成21年6月30日
高岡郡檍原町中の川105番1	179	平成21年6月30日
高岡郡檍原町中の川105番1	17	平成21年6月30日
高岡郡檍原町中の川105番1から高岡郡檍原町中の川104番1まで	222	平成21年6月30日

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市下山土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所  
(退任)

監事 濱口 巨 安芸市下山 551-1  
" 安岡 兼廣 " 1247

(就任)

監事 佐古 次平 安芸市下山 831  
" 久保 壽男 " 489-1

~~~~~  
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要な産業となっている。

(2) 本県の平成19年の海面漁業・養殖生産量は、119,360トンで、全国の2.1パーセントを占めている（第54次高知農林水産統計年報）。

(3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ43パーセント、21パーセント、23パーセント及び13パーセントとなっている（第54次高知農林水産統計年報）。

(4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。

(5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。

(6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。

(7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。

(8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把

握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。

(9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成20年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(さんま)

若干

(まあじ)

若干

(まいわし)

若干

(するめいか)

若干

(2) 平成20年7月から平成21年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。

(まさば及びごまさば)

13,000トン

(3) 平成21年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(さんま)

若干

(まあじ)

若干

(まいわし)

若干

(するめいか)

若干

(4) 平成21年7月から平成22年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。

(まさば及びごまさば)

6,000トン

## 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成20年7月から平成21年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)

中型まき網漁業 7,100トン

さば釣り漁業 若干

定置漁業及び小型定置漁業 若干

(2) 平成21年7月から平成22年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)

中型まき網漁業 3,000トン

さば釣り漁業 若干

定置漁業及び小型定置漁業 若干

## 4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(さんま)

知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まあじ)

知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まいわし)

知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まさば及びごまさば)

知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。

#### (するめいか)

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

#### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためにより詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成21年6月30日

須崎港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数

#### 量

須崎市多ノ郷字城ヶ浦乙24番7地先

木造船1隻（船名及び船舶番号不明）

須崎市大間西町305番地先

木造船1隻（船名及び船舶番号不明）

#### 2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に須崎港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

#### 3 港湾管理者の措置

須崎港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第3項の規定に基づき、所有者不明の船舶の措置を次のとおり行う。

平成21年6月30日

海岸管理者

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 船舶の放置されている場所並びに当該船舶の種類及び数

(1) 田舎海岸 須崎市浦ノ内田条地先

F RP船2隻（船名及び船舶番号不明）

(2) 出見海岸 須崎市浦ノ内出見地先

F RP船1隻（船名及び船舶番号不明）

#### 2 所有者の行うべき措置

船舶の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該船舶を除却しなければならない。

#### 3 海岸管理者の措置

海岸管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、当該船舶を除却し、海岸法第12条第4項の規定により、当該船舶を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、海岸法第12条第9項の規定により、当該所有者に当該除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第3項の規定に基づき、所有者不明の船舶の措置を次のとおり行う。

平成21年6月30日

海岸管理者

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 船舶の放置されている場所並びに当該船舶の種類及び数

灰方海岸 須崎市浦ノ内灰方地先

F RP船1隻（博丸、KO2-5166）

F RP船1隻（大徳丸、船舶番号不明）

F RP船1隻（船名不明、KO3-18494）

F RP船2隻（船名及び船舶番号不明）

#### 2 所有者の行うべき措置

船舶の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該船舶を除却しなければならない。

#### 3 海岸管理者の措置

海岸管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該船舶を処分するものとする。

なお、処分後に所有者が判明した場合は、海岸法第12条第9項の規定により、当該所有者に当該処分に要した費用を請求するものとする。

#### 教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

#### 高知県教育委員会規則第17号

#### 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
別表第1備考を次のように改める。

備考 この表の左欄に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる基準額を収入基準額とする。ただし、障害等級が1級、2級若しくは3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている者、級別が1級若しくは2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害の程度がA1、A2若しくはB1と記載された療育手帳の交付を受けている者が属する世帯については、当該基準額に当該者1人につき300,000円を加算して得た額を当該世帯の収入基準額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

#### 公安委員会告示

**高知県公安委員会告示第13号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成21年6月30日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

**1 検定を実施する警備業務の種別及び級**

交通誘導警備業務 2級

**2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所****(1) 検定の実施日及び開始時間**

平成21年10月1日(木)午前9時

**(2) 検定の実施場所**

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

**3 検定の実施予定人員**

30人

**4 受検資格者**

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）

**5 検定の方法**

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

**(1) 学科試験**

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

**(2) 実技試験**

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

**6 検定申請手続**

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

**(1) 検定申請の受付期間**

平成21年8月31日(月)から同年9月11日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。

**(2) 検定申請書等の提出方法**

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあっては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

**(3) 提出書類等**

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあっては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員にあって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあっては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

**(4) 受検対象者の確定方法**

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

**(5) 受検票の交付**

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

**7 検定手数料**

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

**8 検定の実施に関する必要な事項****(1) 受検時の服装**

警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。

**(2) 持参品**

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）

エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽

オ 雨着（雨天時に使用する。）

カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

**9 検定の実施に関する問い合わせ先**

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

**~~~~~**  
**高知県公安委員会告示第14号**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成21年6月30日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

**1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所****(1) 審査の区分**

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査

**(2) 審査の実施日及び開始時間**

平成21年8月27日(木)午前9時30分

**(3) 審査の実施場所**

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部

**2 審査の実施予定人員**

50人

**3 審査の対象者**

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定及び同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

**4 審査の方法**

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

**(1) 学科試験**

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

**(2) 実技試験**

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

**5 審査申請手続**

審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行う

こと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査申請の受付期間

平成21年7月27日（月）から同年8月14日（金）まで  
(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

- ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
- イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあっては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあっては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

- ア 審査申請書 1通
- イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあっては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 写真（審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
- エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

## 正 誤

| 公報日付      | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行) | 正             | 誤                |
|-----------|------|-----|-----|----------|---------------|------------------|
| 平20・10・21 | 号外37 | ◎規則 | 4   | 左        | 提起することができます。( | 提起することができます。...( |
|           |      |     |     | 右        | 提起することができます。( | 提起することができます。...( |